

(様式第2号)

平成30年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会(芦屋市立体育館・青少年センター並びに川西運動場, 東浜公園, 西浜公園及び芦屋中央公園有料公園施設) 会議要旨会議要旨

日 時	平成30年7月17日(火) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所東館3階 小会議室4・5
出 席 者	委員 富田 智和 藤川 千代 和田 聡子 比嘉 悟 山口 泰雄  市出席者 企画部 部長 川原 智夏 企画部主幹(施設政策担当課長) 島津 久夫 政策推進課 係長 筒井 大介 政策推進課 係員 西村 勇一郎  事務局 社会教育部 部長 田中 徹 スポーツ推進課 課長 木野 隆 スポーツ推進課 係長 木戸 秀行 スポーツ推進課 係員 櫻井 康晴 スポーツ推進課 係員 藤岡 厚貴 スポーツ推進課 係員 岡田 千裕
事 務 局	スポーツ推進課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 募集要項等の審査を行うため
傍 聴 者 数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介

- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
  - ア 募集要項・業務仕様書について
  - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

## 2 配布資料

- 資料1 会議次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 スケジュール（案）
- 資料4 募集要項（案）（詳細内容は非公開）
- 資料5 業務仕様書（案）（詳細内容は非公開）
- 資料6 審査要領（案）（詳細内容は非公開）
- 資料7 選定基準（案）（詳細内容は非公開）

## 3 委員の委嘱

芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条に基づき委員に委嘱状を交付。

## 4 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から3名の委員が選出されている。本委員会は委員定数5名中5名の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立。

## 5 委員長、副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条第1項及び第2項により、委員の中からの互選にて富田委員が委員長に選出、同条第4項の規定に基づき、富田委員の指名により、山口委員が副委員長へ選出された。

## 6 審議内容

富田委員長：では、議題に入っていきたいと思います。

式次第の議題、7の（1）募集要項及び業務仕様書について、ここから審議の議題に入っていきたいと思います。事務局から、御説明をお願いいたします。

事務局：【募集要項・業務仕様書について説明】

富田委員長：ありがとうございます。ここまでのところで、御質問か御意見があったら  
お願いいたします。修整点とか。

山口副委員長：2点お尋ねします。1点目は、募集要項の8ページ、応募資格のところでは、  
法人または団体が対象で、法人格のものは問いませんということですが、  
これまで、任意団体が指定管理に応募してきたことは、市の中でございますか。

事務局：公募という形ではないと思います。非公募で集会所とかが。これについては  
集会所、連合会で任意団体を指定しておりますので、公募という形にはまだ  
なっておりません。今ちょうど非公募の指定管理者を公募に今後切りかえて  
いきつつありますので、従来の非公募は任意団体ではまだ残っているところ  
があります。

山口副委員長：2003年の地方自治法の改正で、指定管理者ができていますけれども、  
当初は商店街等に法人格をとるのに手を挙げて入って来たとし、スポーツ関係で  
は大学のスポーツマネジメント研究室が東京都で公募したことがありますし、  
そういう前例があったのですけれども、県の審査委員を10数年やっていますけ  
ども、これまでに過去の中で、任意団体で出してきた例はないのです。任意団  
体で出しているというのは、持っていない団体が手を挙げるができるとい  
うことになりますよね。果たして、今、それが適切かどうかという議論が必要  
かと思うのですが。これまで非公募でやっていた市体協さんもNPO法人を取  
っていますよね。これから、そういう団体を予測されるかどうかということ  
です。予測されて、しっかりしているとこだったらいいのですけど、もし何かあ  
ったときに、やっぱり公益性が担保されていない任意団体に委託すること自体が  
問題になる可能性があると思いますけど、その点はいかがでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりです。ただ、市も原則、透明性を担保したいということで、  
公募にしていきたいということで、現非公募の指定管理さんとも話し合い  
をして、公募に移りますよということを協議させていただいているのですけ  
ども、なかなか非公募の団体さんとは、指定管理が始まった発端のところ  
で、市からかなりお願いしてという部分がかなりございまして、公募にす  
ることをすごくアレルギーといいますか、これまで市に対して協力してきて  
いるのにどうしたことだというのがどうしてもあって。一足飛びに、法人を  
とらないと参画できないことになると、今の非公募の指定管理者さんを  
否定して参入できないという形になってしまうと思うので、ちょっとその  
ハードルはまだ、そこも手を挙げられますよという状況でお話し合  
いさせていただいて、公募に少なくとも乗ってほしいというところ  
で言っていますので、今のところ、幸いというか、体協さんとは  
おられますし、本年度選定替えの潮芦屋交流センターというの  
もあるのですけども、そこも現在進行中でNPO法人の  
手続きを平行しながら手も挙げていることで、結果的に公募で法人格を

とらないで指定することにはならないと思います。

山口副委員長：だから、これでこの文言が必要かどうかです。全部統一しないといけないという、そういう市ではルールがあるのですか。

事務局：いえ。施設ごとに柔軟に対応したいと思いますので、今、体協さんが法人格をお持ちですので、これで法人格のないところはだめと言われると、かなり今の団体さんともこじれてしまうというのもあるので、それはやめたほうがいいかなと思いますけども、今の団体さんがお持ちということであれば、別にそれは構わないかなという、ただ条件設定ということで。

比嘉委員：今からでも、また応募条件は変えられるのですか。

事務局：そういう、きょうは議論です。

比嘉委員：そうなりますね。僕も今、山口委員が最初に言うように、何か起きてからではやはり遅いことがあるのではないかなと。今の内容を聞いたら、大体住み分けのできているような状態ですから、前も公募をしたとき、そんなに沢山集まらなかったのですよね、去年か。そんな、いろんなところ、どうですか、去年は。

事務局：今回初めてなので、体育館は。

比嘉委員：そうですか。去年は1社だけだったのですね。そういう予測というのは、この地区で大体公募してくるのは、先生がおっしゃるようなのは、調査ではないのですが、何かあるのですか。応募してくるような、法人格を持っていないところが。なかなか難しいと思うのですが、どこから出てくるかわからないけど。

事務局：今のところはそういう法人格がないところが手を挙げるという話は聞いておりません。

比嘉委員：できるだけそういうリスクは避けてやったほうが後でしまったという、こういうあれであったら、かなり広域的なところから応募してくる可能性もあると思うので、そこは慎重にやったほうが、もし法人格というのを入れるのでしたら、やっていったほうが、あと来ていただいても、先ほど言ったように、今度はトップの責任というか、そういうところも大変になってくるのではないかなと思いますけど。全然応募してこないという意味じゃなくて、今の体協とか、そういうのも、ひょっとしたらそのまま法人格を持たたら別にできるのではないかと。ちょっと私個人的には、そういう意味で現実にあるのでしたら、ちょっと避けたほうがいいなと思います、私は。

山口副委員長：恐らく民間の様々な、多数ありますので、スポーツ産業が、その辺のところは出てくると思うのです。その辺の出てくる場所の計画書と任意団体が出てきたものでは質が全然違いますので、恐らく出てこないと思うのです。出てきても勝てないと思う、いろんな今までのノウハウとか。そうやってきたときに、

自然にもう取っておいたほうが。もしないのであれば、問題なければ、それでいいかなと思うのですけど。可能性は残しといたほうがいいというなら、いいのですけど。

事務局：できればですが、山口委員がおっしゃるように、多分初めから抜いておいたほうが、そういうのを最初から除外できるという話だと思うのですが、ただし、市の立場として、先ほど申し上げたように、一応は広く募集しています。ただし、結果としては、選定基準とかでも団体の業務推進能力とか団体の理念及びのところでも事実上で多分落ちると思うのです。ただ、市として、募集する段階で、皆さんに広く、限定はしてないと。ただ、でも結果、来ても落ちるよというところで、とりあえずは、一旦は入れさせてもらったほうがありがたいと言えありがたいのです。

事務局：発言はしたのですけども、市の指定管理の手続条例の中で、指定管理になろうとする法人その他の団体を公募というところで、その法人その他の団体というところが、どこまで想定しているのかというのを確認させていただきたいなと思いますので。地方自治法上も、公共団体が指定する法人その他の団体と今なっているわけで、一応、法的に、その他いけるということになっているので。

富田委員長：条例上そうだったら。

事務局：そこをどこまで募集要項で絞っていいものかというのはありますので、そこを確認してからの判断です。

富田委員長：ここはちょっとそこを確認してからということにしましょう。

和田委員：そうですね。条例ですね。

富田委員長：決まっていたら、なかなか排除するのは難しい。

事務局：条例で、もし入っているようでしたら、申しわけないですけど、山口委員のおっしゃることも重々わかりますけど、条例とか、そういう規定ということでしたら、今回は募集のときから、そのままさせていただく形になるかと。

富田委員長：そこは、そのほかの団体について、調べるということで。字面からすると、やっぱり法人には限られないというか、字面からするとそうなるのかなと思います。あとは、いかがでしょうか。藤川先生、どうぞ。

藤川委員：2点確認したいことがあります。1点目が、募集要項7ページの、その他の行として（イ）に今回からスポーツ推進実施計画の選択目標に基づいた業務の指定管理が本来業務の一環として位置づけて募集をされていて、この書きぶりでは、割と漠然と4つの目標を、それぞれの推進をしてくださいという書きぶりにした上で、仕様書の24ページの8番の指定管理者が行う業務等の中の（3）のところに、実際に何を提案してもらうかを書いてあるところでは、それぞれの事業として、年に1回以上ということにはしておられる

のですけども、私、一応ざっとスポーツ推進実施計画も拝見したのですけども、重要施策としてそれぞれ4つの目標に対する施策を割と具体的に書いておられるところの中には、年1回と言わず、割と具体的に、これをやります、これをやりますと複数、既にやりますと書いておられるものがあるのですけども、一応今回の指定管理業務の自主事業と本来事業との切り分けの仕方としては、一旦、年1回以上、何かそれぞれの事業についてやっていけば、それは本来事業として。もし計画上、それぞれの4つの目標の重点施策として入って、既に計画に織り込まれているような事業であっても、提案者がそれを自主事業ですというふうに区分して書いてきたとしても、その年1回という条件をクリアしていれば、別に丸というか、特にこちらとしてはおかしいという判断にはならないという理解でいいのですか。

事務局：まず、これは本来事業として今回位置づけておまして、自主事業として、本来事業と似通った形でもう大差ないという形で自主事業じゃない、本来事業じゃないですかという形で御質問とかを、こちら書類選考のときに、これは本来事業に入るのではないですかというお話はさせていただきます。それに加えて、自主事業としてもやりたいと言うのであれば、それはそれで別に問題はないかと考えています。ただし、これは本来事業、この4つの事業というのは本来事業ですので、それは少なくとも1回以上やっていただくことになっておりますので、自主事業に上げているからそれはいいのではなくて、そしたら、本来事業に上げて、自主事業にはまた改めて別に上げていただくというような手法で考えていただきたいと思っております。

藤川委員：ということは、やっぱりこの目標に沿った事業としてやっているものが基本的には本来事業として位置づけられるもので、回数云々ではなくてということですか。もし本当にそれ以外に何か自主事業として提案されるものがあれば、それは当然その指定管理者が利用料も取って、それを自分たちの収入として得た上で、賄って事業をやっていくという、そういう整理になっているということですか。

事務局：はい。また、その自主事業の内容につきましては、それぞれ評価の対象にもなると思っております。

藤川委員：なかなか、こういったものが自主事業として提案されてくるのかのイメージがつかないままなのですけども、そこは実際の出てくる提案内容を見て判断させていただきたいと思っております。2点目は、募集要項の12ページの7の(4)運営管理費ということで、負担区分として、12ページから13ページにかけて、こういったものを指定管理者の負担にしてくださいということを書いただいているのですが、この内容が、募集要項の25ページにある管理運営費の提案内容の下の支出の項目と整合してないなと思うのですけども、

できれば書きぶりを統一されたほうがいいのではないかと思います。上のほうは合っているのです。人件費、修繕費、光熱水費、設備保守等ぐらいまでは一致するのですが、そこからは下が一部整合してないところがありますので、そこはきれいに整理していただいたほうがいいかと思います。

事務局：わかりました。それにつきましては、提案者のほうも、やはり整合性というか、見比べるにもそのほうが見やすいと思いますので、それにつきましては変更させていただきたいと思います。

藤川委員：はい、お願いします。それから、1点、これは単純な質問ですが、参考までに教えてください。募集要項の53ページに、実績と今年度の予算として、過去の管理運営費の推移が書かれていますけれども、先ほど中央公園の週末以外の一般開放、無料開放の期間に関しては別途委託扱いされるというお話だったのですが、それは今もそうでしょうか。

事務局：はい。実は今もそのとおり。中央公園の芝生広場ができましたのが平成29年で、指定管理の途中の段階ですので、それについては、今、別途契約させていただいているということです。

藤川委員：そういうことは、今、拝見しているこの資料上も、その委託料として指定管理者が収入しているものは入っていないし、それに対応する、例えば中央公園の管理棟にそうやっていらっしゃる職員の方々の人件費のうち、日割りしているのかどうかわかりませんが、平日に対応する者の人件費はここには基本的には含まれていないという考え方で見ればいいのかということでもよろしいですか。

事務局：そのとおりです。

藤川委員：わかりました。ありがとうございます。

富田委員長：他はいかがでしょうか。

山口副委員長：もう一ついいですか。

富田委員長：どうぞ。

山口副委員長：はい。11ページの募集要項ですけれども、管理運営費の予定価格が5年総額2億3,400万と、こうなっていますよね。1年にすると4,680万円ぐらいですか、このぐらいですよね。53ページに、これまでの実績が28年度、29年度、30年度ということが出てきていますけれども、指定管理料4,274万円ぐらいで来ているということで、今度の公募をするときはちょっと上がっているわけです。これは、この支出でどういった所が上がったのか、なぜこういう数字になったのか。

事務局：消費税が上がるということも1つにあります。そして、税金の関係で、事業所税がひょっとしてかかるかもしれない。事業所税においては、収入の2分の1以上が自前の収入ならば、事業所税がかかるということの規定になって

います。今までは課税されていなかったのですが、今後課税される可能性があるということで、上乘せをしているというところです。

山口副委員長：消費税アップ部分も入っているということですね。

事務局：はい。

和田委員：今の山口先生の御質問に関する金額の問題ですけども、3ページ、4ページ、5ページの募集要項ですが、いろいろ使用料が掲載されていますよね。こちらなのですけど、これは現在条例で定めているということなので、そのまま今回指定管理になっても同じということですが、消費税がアップする場合に、これは消費税込みですか、ここに書かれているのは。

事務局：この利用料金につきましては、今現在の利用料金で、条例で定まっているものでございます。消費税が上がったときに、市全体として、いろいろ上げるかどうかは、そのときの判断といたしますか、社会的状況にもよります。だから、そのときにまた判断することになると思いますが、今現在はこの金額で出させていただいているということです。

和田委員：はい、わかりました。

富田委員長：ほかに、何か御意見、御質問等はございますか。特に、ほかにはもうないということですかね。そしたら、今日いろいろ出た意見というのは、ちょっと今後調べなければいけない部分、特に法人の条例の部分等ございますから、特に今日、ここで何か結論を出すとかいうのではなくて、一応持ち越しということでもよろしいですかね、今日出た意見は。

事務局：はい。

富田委員長：どの程度反映させるかどうかというのも含めて、持ち越しということで、審査要領と選定基準の御説明を。

事務局：【資料6 審査要領，資料7 選定基準に基づいて審査要領及び選定基準について説明】

富田委員長：では、この審査要領と選定基準、これまとめて議論したほうがいいのかと思いますので、御質問、御意見等があればお願いいたします。この掛ける2になっているところは市として重視しているところということですか。

事務局：はい。申しわけないですけども、もう一つ言い忘れたことがありますて、この採点に当たりまして、各項目、6つございましたけども、その中で半分以下の場合は失格ということにさせていただいております。

富田委員長：1個でもそれがあればということですか。

事務局：その項目の中で、そうですね。審査項目ごとに、100分の50以上じゃないと、これは失格。そして総配点の100分の70以上を満たすということが最低条件となっております。説明が漏れており申しわけありませんでした。失礼いたします。

富田委員長：では、この点について、御質問と御意見をお願いいたします。

比嘉委員：ちょっといいですか。

富田委員長：どうぞ。

比嘉委員：選定基準の維持管理がありますね、3の維持管理。大体、1番と2番というのは維持管理の安全対策ですか、同じようなことだと思うのですが、例えば、施設の安全対策が具体的に示されているかという、この項目、それから、施設内安全管理方法が具体的に示されているかという。これが例えばということで、今、上は施設云々ですけれども、例えばどういうことが挙げられますか。施設の安全対策が具体的に示されているかということ。上は、建物とかそういうことですね。

事務局：そうですね。

比嘉委員：大事なことだと思うのですが、そこら辺が具体的にどういうことをイメージしているのか。

事務局：体育館というのは、例えば4階とか屋上とかがあったりするのですが、その4階のところで通路のフェンスを乗り越えていたりとか、そういうところで、実際に子どもたちに対してどのような対策をとっているのかであるとか、ほかにも芝生広場とかもそうなのですが、芝生広場、今、フェンスで囲まれているのですね。そこら辺のところ、実際に利用者さんがけがをしないような、どのような対策をとっているのかとか、そういうところですか、具体的には。

比嘉委員：では、具体的に、例えば、フェンスには乗ったらいけませんとか、今そういうように書いてあるわけですか、今現状で、そのフェンスには登ったらいけないとか、例えば、何か具体的に掲示されている、そういうことがあるのですか。

事務局：今現在、掲示はしております。

比嘉委員：屋上の今、乗り越えたらいけないとか、ここからはだめですよとか、そういうのは今もあるのですか。

事務局：中に一応貼ってあるのですが、そこら辺のところでは、ただ貼るだけではなくて、例えば、安全対策について、実際に監視をどのようにするかとか、ただ貼ってそれで終わりではないと思うのです。そこら辺のところ、実際に皆さんであれば管理をどのようにされていますかという、そういう行動が示されているかと。

比嘉委員：子どもなんか特に、やはり幼児とか小さい子のお母さんが目を離されているとか、そういうことも多分あると思うのですね。ここ、すごく大事なところだ、起こってからではもう遅いと思うので、もうそこは起こらないように、今言われたような具体的にきちっとされたほうがいいかなと思います。

事務局：特に当館につきましては、青少年センターで子どもたちが鬼ごっことか館内

でしたりするので、そういうところの子ども対策を中心に見ていただくと、屋内については、いいかなと思います。

比嘉委員：そういうのを、多分、当日示されるのですか、その業者から。

事務局：恐らく、それを書いてくると思いますし、そのところで質疑応答のときに、今言ったような、子どもが多分中心に使われると思うのですが、それをどうされていますかという御質問をされて、採点されてもいいかもしれない。

比嘉委員：今、幼稚園に関わって、しばらく経ったら、大人では考えられないけががあるのです。だから、そこら辺は、例えば、プールとかは特にどのような位置で見るとか、それもまた出てくると思うのですが。ここら辺も、今言われたようなことを、多分業者さんがいるときに、どのようにやれるのかという、人員の配置の人数もそう思うのですが、1人にいるときはどういう位置から見たら一番全体が把握できるかと、ちょっと細かすぎますけども。そこら辺をもうちょっと具体的に提示してあげたほうがいいかなと思います。以上です。また、よろしくをお願いします。

富田委員長：この3の(2)をちょっと具体化できるかどうかですね。

比嘉委員：何か事業者がわかるか。今言われたようなことを、言われたら、ああ、そうか、そうかと思うのですが、業者がそこまでイメージできるかなというのはある。意外と施設云々というのはこれをできると思うのですが、2番目の安全対策というのは予測できないようなことが起こる場合も、今言う屋上から落ちたりとかはないと思うけども、そこら辺の施設の。

事務局：事故防止等とか、例示するとか、そういうことですね。

比嘉委員：今ちょっと聞いたら、大体何となく、その施設が、思うのですけど。

事務局：よろしいですか。8月中旬に公募で出しますけど、選定基準は出さないで、今おっしゃられているところを反映してもらおうと思うと、募集要項の様式。

比嘉委員：募集要項、何ページですか。

事務局：募集要項の21ページです。事業者さんは、要項を読まれて、ここに書いてある、御提案のとき、ここと今の基準をチェックしてできているかなということなので、そういうのを引き出そうとなると、今の(2)の安全対策のところにもうちょっとどういうことを書いてほしいかというのを書いておくというのはよくやる場合もありますけど。

比嘉委員：前も施設に居た際に、2階の踊り場のデザインを重視して、踊り場みたいなのに、こんな丸いホールみたいなのを開けていたのです。そしたら、子どもがそこから落ちてしまったのです。それからは、そこを閉めているのだが、つくる人はデザインの関係でやっていたけど、その丸々大きなホール、そこから落ちるとか、そういうこともやっぱり予測できないことがあるので、遊んでいてガラス張りの天井みたいなので、そこで柔道部の子が遊んでいて、

バンとやったら、割れて落下したとか、そういうことも結構起こり得る可能性があると思うのですね、今の施設を見たら。当然、十分、今こういう対策を、業者が見て行って、ここは危ないとか、何かそこら辺の少し施設等の不備もあるし、ここら辺だと子どもが遊ぶだろうとか、遊び道具でぽっと落ちるのではないかなと、僕も見えていないのですが、そこはちょっと気をつけたほうがいいかなというのがある。

事務局：あと、一点補足ですけれども、募集要項の10ページで、今回、本市の政策推進課から、確認をお願いして書いていただいたのが、現場説明会というところがありますけれども、これまでちょっと委員をされていたのですが、なかなかこういう選定基準でこういうことを書いてほしいとかいう議論は今回大変多いのですが、次の2回目のときに十分反映されてないという場合も散見されたので、現地説明会というのは基本的に来てほしいということで、来られない場合は直接所管に来ていただいて説明も聞いてほしいということで、なかなか要項で全部書ききれない細やかなところというのがあるので、それは現場説明会とかでおっしゃられた内容を、申請書に落とし込んでいただけるような形でということで。この現地説明会には極力来るという書き方に変えております。

比嘉委員：わかりました。ありがとうございます。

富田委員長：ほかに何か。特に、よろしいですか。

では、あとはないようですので、議題については一応これで全部ということでよろしいですか。では、次回以降の日程と現地見学について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：【スケジュールについて説明】

富田委員長：ありがとうございます。今日出た意見につきましては、事務局で修正をお願いします。これで、本日の審議は終了とします。

本日審議された、①募集要項・業務仕様書、②審査要領・選定基準への修正等については、事務局の責任のもとに修正後、日程通り公募を開始する旨の確認、次回開催日程調整を行い閉会。